

健全化判断比率・資金不足比率について（令和5年度決算）

令和5年度決算に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を算定しましたので公表します。

健全化判断比率

項目	令和5年度	平成4年度	早期健全化基準 (黄信号)	財政再生基準 (赤信号)
実質赤字比率	—	—	13.40	20.00
連結実質赤字比率	—	—	18.40	30.00
実質公債費比率	10.6	9.9	25.0	35.0
将来負担比率	25.4	17.7	350.0	

健全化判断比率とは

まちの財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、上表のとおり『実質赤字比率』、『連結実質赤字比率』、『実質公債費比率』、『将来負担比率』の四つの指標で構成されています。

健全か健全でないかを判断するための基準として、黄信号に当たる『早期健全化基準』、赤信号に当たる『財政再生基準』の二つの基準が設けられ、指標のうち一つでも早期健全化基準以上となった場合は『財政健全化計画』を、財政再生基準以上となった場合は『財政再生計画』を定め健全化への道を歩むこととなります。

<p>実質赤字比率</p> <p>まちの基本的な行政サービスを行うための会計（一般会計等）を対象とした実質収支（赤字額）の標準財政規模（町税や普通交付税などの自由に使えるお金の大きさ）に対する比率です。</p> <p>令和5年度の実質収支は、7億611万4千円の【黒字】であることから、実質赤字比率は算定されません。</p>	<p>連結実質赤字比率</p> <p>まちの全ての会計（国民健康保険、水道、下水道など）を対象とした実質収支（赤字額）の標準財政規模に対する比率です。</p> <p>令和5年度の実質収支は、17億6,798万円の【黒字】であることから、連結実質赤字比率は算定されません。</p>
<p>実質公債費比率</p> <p>まちの借金の返済額の大きさの標準財政規模に対する比率です。</p> <p>令和5年度の実質公債費比率は、借金の返済（過疎対策事業）が増加したことなどから、令和4年度と比較して0.7%増の10.6%となりました。</p>	<p>将来負担比率</p> <p>まちの借金など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する比率です。</p> <p>令和5年度の将来負担比率は、負債の減少より財政規模の減少が大きいことから、令和4年度と比較して7.7%増の25.4%となりました。</p>

資金不足比率

会計	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準 (赤信号)
個別排水処理事業	—	—	20.0
水道事業	—	—	20.0
下水道事業	—	—	20.0

資金不足比率とは

水道事業などの公営企業は、必要な資金を料金収入によって賄わなければなりません（独立採算の原則）。

資金不足比率は、赤字や多額の負債がまちの財政に大きな影響を及ぼさないか、経営状態の悪化の度合いを判断するためのものです。

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は『経営健全化計画』を定め健全化への道を歩むことになります。

個別排水処理事業特別会計	水道事業会計	下水道事業会計
令和5年度は、326万7千円の【黒字】であることから、資金不足比率は算定されません。	令和5年度は、4億3,000万6千円の【黒字】であることから、資金不足比率は算定されません。	令和5年度は、4億7,216万7千円の【黒字】であることから、資金不足比率は算定されません。

健全化判断比率及び資金不足比率の対象

